

「労働者協同組合法施行規則案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和4年5月27日

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

「労働者協同組合法施行規則案」について、令和4年4月7日から令和4年5月6日まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を2件いただきました。

お寄せいただきました本件に関する御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

今回、御意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>概要の16ページ(3)の「5 職員の数及びその増減その他の職員の状況」について</p> <p>職員というのは従事する組合員のことでしょうか？それとも、従事する非組合員のことでしょうか？</p> <p>労働者協同組合法に「職員」という位置づけは、見当たらないので明示してください。</p>	<p>組合の実情等にもよりますが、一般的に職員としては、組合員及び組合の事業に従事する非組合員で、役員以外の者が考えられます。</p>
<p>1. 今回定めようとしている規則(厚生労働省令)案全文を示されたい。</p> <p>(理由)「概要」及び別紙に個々の具体的内容が掲載されているが、その内容が正確に条文に反映されようとしているのかがわからないため。とりわけ規則8条で、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として役員になることができない者について具体的にどのような者を規定しようとしているのかがわからない。</p>	<p>全文については、意見公募手続開始時には作成中であること、意見公募手続を定める行政手続法(平成5年法律第88号)においても全文案での実施とされていないこと等から、意見公募手続においては概要を使用して実施する例が多くあります。</p> <p>労働者協同組合法施行令及び労働者協同組合法施行規則も同様の理由から概要によって意見公募手続を実施しています。</p> <p>また、「労働者協同組合法施行規則案について(概要)」の「2 具体的内容」については、労働者協同組合法施行規則案に規定される内容が記載されています。</p>

<p>2. 「第3」Ⅱ(1)について</p> <p>規則8条で定める役員になることができない者について、できる限り、その要件および範囲を限定し、明確にされたい。</p> <p>(理由)要件および範囲が不明確のままでは、(行政庁の監査等によって)事後的に法令違反となってしまうため。</p> <p>3. 「第3」Ⅲについて</p> <p>規則 17 条で会計慣行のしん酌に関する規定を設けることとされているが、これは会社法 432 条1項、会社法施行規則 116 条および会社計算規則3条等と同様の規定を置くものと思料する。この考え自体に反対するものではない。</p> <p>しかしながら、単に会社法と同様の規定を置くだけでは、労働者協同組合の会計の透明性が図られるようにするためには不十分である。そのため、規則案に規定すべきではないことを承知であえて申し上げれば、厚生労働省が主導して、労働者協同組合に関する会計基準を公認会計士や税理士などの関係者と連携のうえ、策定すべきである。</p> <p>(理由)特定非営利活動促進法(以下「NPO 法」という。)における特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)の会計報告においても、法施行当初は会計基準がなかったが、その後、関係者の尽力により会計基準が策定された。さらに、2011 年に改正された NPO 法において、実質的に NPO 法人会計基準が採用された。この会計基準は強制適用ではないが、情報公開の重要な部分を占める NPO 法人の会計報告について、統一したルールを作成し、NPO 法人の信頼性の向上につなげるものであり、労働者協同組合においても同様と考える。労働者協同組合の設立が進んでいくことを考えるならば、早期に会計基準を策定</p>	<p>当該規定については、労働者協同組合法第35条第2号と同様の規定を持つ他法の例と同様に規定されるものです。</p> <p>今回、御指摘いただいた点については、今後業務を行う上で参考にさせていただきます。</p>
--	---

する必要がある。策定後は、指針において会計基準にのっとり会計報告を行うようにすべきである。

4. 「第3」IV(3)⑤について

「職員」を具体的に示されたい。

(理由)この「職員」には、組合員も含むのか、組合員ではないが労働者協同組合の事業に従事する者のことなのか明らかではないため。

5. 「第3」IV(3)⑨について

「運営組織の状況に関する重要な事項」には、法 66 条2項1号から4号の事項も含まれるのか明確にされたい。

(理由)就業規則等は法 66 条2項で、理事が総会に報告すべき事項とされており、重要な事項と考えられるため。

6. 「第6」について

規則 84 条で決算関係書類等の行政庁(都道府県知事)への提出について規定されるものと思料するが、その様式やいわゆる「ひな形」は厚生労働省が全国统一のものを示すのか。それとも各行政庁(都道府県知事)が条例で定めるのか。

(理由)提出される行政庁においても定められた様式があれば業務遂行に当たり利便性が向上すると思料する。なお、NPO 法人の提出書類は、各自治体の条例で様式が定められており、自治体の HP で記載例と共に掲載されている。

組合の実情等にもよりますが、一般的に職員としては、組合員及び組合の事業に従事する非組合員で、役員以外の者が考えられます。

「当該組合又は連合会の運営組織の状況に関する重要な事項」については、例えば、登記を変更した場合の登記変更事項等が考えられます。御指摘の事項については、各組合における考え方等にもよりますが、含まれるものと考えられます。

当課から様式例等を示すことを検討していますが、いずれにせよ、都道府県が独自に様式等を定めることを妨げるものではありません。